

# 腎臓病用組合せ食品ってなに？



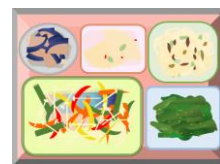
腎臓病用組合せ食品は、腎臓病の食事療法を  
実践及び継続するのに適した食品です。  
腎臓病用組合せ食品は、特別用途食品の1つで  
あり、左記のマークも表示されています。

腎臓病用組合せ食品を活用される際は、医師、管理栄養士等と相談し、  
指導に沿って使用することが適当です。

## こんな方に

✓ 医師から腎臓病のための食事療法が  
必要と指導があった方で、

- 食事療法をしたいが、食事の準備が難しい方
- 毎日の調理の負担を軽減したい方など



## どんな食品なの？

- 腎臓病の食事療法に適するよう栄養成分等の量が1食分に調整された、  
主食（ごはん等）、主菜及び副菜（おかず）の組合せを基本とした  
食品です。
- 製品によっては、主食（ごはん等）を追加することで、1食分になる  
ものもあります。
- 既に調理されている食品なので、電子レンジで温めて又はそのまま  
食べることができます。
- 多様なメニューを用意しているものもあり、継続して利用しやすいよう  
工夫されています。

## どんな点に注意したらいいの？

- 利用する方によって、適切な栄養成分の量は異なります。  
使用前に、医師、管理栄養士等に相談して、食事療法に合った熱量  
（エネルギー量）や栄養成分の量などを確認してください。
- 製品は1食分を想定した分量です。複数回に分けて食べたり、他の人  
と分けて食べたりすることは、お控えください。

# 腎臓病用組合せ食品をもっと詳しく

## 栄養成分等の許可基準

	1食当たりの熱量又は栄養素の組成
熱量	380 ~ 750 kcal
たんぱく質	9.0 ~ 22.0 g
食塩相当量	2.0 g未満
カリウム	500 mg以下

※主食（ごはん等）を含まない献立の場合は、想定する主食と当該製品を合わせたときに上記表の基準を満たすものとなっています。

## 必ず表示されている事項



腎臓病用組合せ食品

- 「腎臓病用組合せ食品（1食分）」を意味する文字
- 1食当たりの熱量及びたんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量、カリウム、リンその他意図的に強化された成分の量

※主食を含まない献立の場合は、想定する主食の種類と量、主食を含んだ上記成分の量が表示されています。

- 医師、管理栄養士等の相談又は指導を得て使用することが適当である旨
- 標準的な使用方法、摂取に際して注意すべき医学的及び栄養学的事項
- 物性調整をした場合、その旨

このほかにも、食品の表示には、アレルギー、賞味期限、原材料、保存方法などの大事な表示があります。表示をよく見て選ぶことが重要です。

実際の商品の詳細は、容器包装上の表示や、各メーカーのウェブサイトをご確認ください。



【腎臓病用組合せ食品（特別用途食品制度）に関する問合せ先】

消費者庁食品表示企画課 特別用途食品担当 TEL:03-3507-8800（代） FAX:03-3507-9292

消費者庁ウェブサイト: [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/foods\\_for\\_special\\_dietary\\_uses/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/)